

関係各位

輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて（修正版）

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。フルフィルメントサービスを利用した貨物（以下、「FS利用貨物」という。）については不当に低い価格で輸入申告することで、関税等をほ脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するため、輸入申告項目を追加し、輸入申告者の意義を明確化するとともに、税関事務管理人制度が改正されましたのでお知らせいたします。

記

1. 改正規定

①輸入申告者の意義の明確化

（関税法基本通達 67-3-3 の 2）

②輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直し

（関税法第 95 条、関税法施行令第 59 条、第 84 条、第 84 条の 2、関税法施行規則第 11 条の 2、第 11 条の 3）

2. 施行日

令和 5 年 10 月 1 日

3. 改正の内容

①輸入申告者の意義の明確化（関税法基本通達 67-3-3 の 2）

輸入取引により輸入される貨物については、関税法基本通達 6-1(1)に規定する「貨物を輸入する者」と同様とする。

上記以外の場合には、輸入申告の時点において、国内引取り後の輸入貨物の処分の権限を有する者をいい、その者以外に輸入の目的たる行為を行う者がある場合にはその者を含むものとする。

【輸入の目的たる行為を行う者の例示】

- ・ 賃貸借契約に基づき輸入される貨物は、当該貨物を賃借して使用する者
- ・ 委託販売のために輸入される貨物は、当該貨物の販売の委託を受けて販売する者
- ・ 加工・修繕のために輸入される貨物は、当該貨物を加工・修繕する者
- ・ 滅却するために輸入される貨物は、当該貨物を滅却する者

②輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直し(関税法第 95 条、関税法施行令第 59 条、第 84 条等)

- ・ 輸入申告時に記載を求めている「輸入者の住所及び氏名」を関税法施行令上の輸入申告項目に追加
- ・ 税関事務管理人の届出項目への「届出者と税関事務管理人との関係」等の追加及び税関事務管理人届出の際の税関事務管理人との委任契約関係書類の提出
- ・ 税関長が非居住者等に税関事務管理人の選定・届出等を要請し、非居住者が期限までに要請に応じない場合に、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することを可能とする規定を整備

これまで、特に F S 利用貨物について単に手続の委託を受けて輸入を代行している者は、本年 10 月 1 日以後は輸入申告者となり得ず、F S 利用貨物を販売する非居住者が輸入申告者となります(税関事務管理人を定めて届け出る必要がある)ので、ご注意ください。

具体的な内容については、税関 HP をご参照ください。

<https://www.customs.go.jp/shiryo/20230707.htm>

【問合せ先】

東京税関業務部

通関総括第 1 部門

電話：03-3599-6337